

別府市水道料金等徴収業務委託公募型プロポーザル方式の募集要領

次のとおり公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）を行うので、参加を希望する場合は、プロポーザル参加申込書に必要書類を添付のうえ、提出すること。

1 委託業務概要

(1) 委託業務名

別府市水道料金等徴収業務委託

(2) 業務執行場所

別府市水道局営業課内で業務を行い、その業務区域は、別府市水道事業の設置等に関する条例（昭和41年別府市条例第32号）第3条第2項に規定する給水区域及び別府市水道局が指示する区域とする。

(3) 委託業務の範囲

① 検針業務

② 窓口収納業務

③ 精算業務

④ 滞納整理業務

⑤ 給水停止業務

⑥ その他①から⑤に附帯する業務で、水道局が必要に応じ指示する業務

(4) 委託期間

委託期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日までとする。

(5) 準備期間

契約締結日から業務委託開始日までの期間は準備期間とし、当該期間に係る必要な経費については、受注者の負担とする。

なお、業務委託期間満了時等における事務引き継ぎに関する経費もまた同様とする。

(6) 本件委託業務に係る委託料の上限額

本件委託業務を開始した日から平成36年3月31日までの期間の委託業務に係る委託料の上限額は、304,750,000円（消費税及び地方消費税に相当する金額を除く。）とする。

（内訳）

年次別委託料の上限額

平成31年度 60,950,000円（消費税及び地方消費税に相当する金額を除く。）

平成32年度 60,950,000円（消費税及び地方消費税に相当する金額を除く。）

平成33年度 60,950,000円（消費税及び地方消費税に相当する金額を除く。）

平成34年度 60,950,000円（消費税及び地方消費税に相当する金額を除く。）

平成35年度 60,950,000円（消費税及び地方消費税に相当する金額を除く。）

この金額は、契約（予定）金額を示すものではない。また、提案見積金額は、この

上限額を超えないこと。

(7) 提案見積金額

提案見積金額は、本件委託業務全体の5年間に要する費用を積算して提出すること。

提案見積金額は、別に定める提案見積書（様式第7号）に明記して提出すること。

提案見積書は、5年間の総額（消費税及び地方消費税に相当する金額を除く。）を記入すること。また、積算内訳書（様式第8号）も同封すること。

(8) 契約保証金

契約保証金は、別府市水道局契約事務規程（平成6年水道局管理規程第4号）第5条第3項第9号の規定により、免除する。

2 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 別府市水道局の競争入札参加有資格者名簿（営業種目は、水道料金等徴収業務とする。）に登録されている者であって、別府市からの指名停止の措置を受けている者でないこと。

なお、参加申込書の提出の日から契約締結までの間に、別府市から指名停止をうけたときは、参加資格を喪失するものとする。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく別府市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団の構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下でない事業者であること。
- (5) 国税及び地方税に滞納がない者であること。
- (6) 平成25年度以降に元請として、給水戸数が5万戸以上の水道事業者の発注する検針業務及び水道料金等徴収業務の受託実績（類似の業務を含む。）を1件以上有する者であること。
- (7) 常時雇用関係があり、かつ水道料金徴収業務について、過去に相当の経験を有し、十分な知識と判断力を備えた業務責任者を配置できる者であること。
- (8) 参加形態は単独企業であること。

3 実施方法

- (1) 審査委員会の設置

プロポーザルにおける審査及び最終受託候補者を選定するため、別府市水道料金等徴収業務委託事業者選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、審査する。

審査委員会は、参加事業者から提出された業務提案書等を審査し、価格以外の要素と価格を総合的に評価し、最も評価が高い参加事業者を最終受託候補者として選定する。

(2) 実施日程

プロポーザルによる受託候補者の選定は、以下の日程により実施する。

	内 容	日 程
1	参加募集の公告	平成 30 年 10 月 22 日(月)
2	参加申込書等の提出期間	平成 30 年 10 月 22 日(月)から 平成 30 年 11 月 2 日(金)まで
3	参加資格審査結果通知	平成 30 年 11 月 9 日(金)
4	業務提案書等の作成に係る質問書の提出期間	平成 30 年 11 月 14 日(水)から 平成 30 年 11 月 22 日(木)まで
5	業務提案書等の作成に係る質問書の回答日	平成 30 年 11 月 30 日(金)
6	業務提案書及び提案見積書の提出期間	平成 30 年 12 月 6 日(木)から 平成 30 年 12 月 14 日(金)まで
7	業務提案書に係るプレゼンテーション及び ヒアリング	平成 30 年 12 月下旬
8	選定結果の通知	平成 30 年 12 月下旬
9	契約締結	平成 31 年 1 月下旬
10	業務開始	平成 31 年 4 月 1 日(月)

※注意点

- ① 提出期間における受付時間は、土曜日、日曜日、祝日を除く午前 8 時 30 分から午後 4 時までとする。
- ② 書類等の提出方法及び連絡方法は、各項目所定の方法で行うこと。

4 参加申込み手続き等

- (1) 参加申込書の配布は、次のとおりとする。

別府市水道局ホームページに掲載するので、必要に応じてダウンロードし、使用すること。なお、郵送等による配布は行わない。

URL : <http://www.city.beppu.oita.jp/suido/>

- (2) 参加申し込みをされる事業者（以下「参加申込事業者」という。）は、プロポーザル参加申込書（様式第 1 号）に、必要書類を添付のうえ、提出期限までに提出すること。
なお、参加申込事業者の参加資格を審査委員会において審査のうえ、プロポーザル

参加要請書（様式第2号）又はプロポーザル参加資格審査結果通知書（様式第3号）で通知する。

(3) 提出書類

① 会社概要関係書類

資本金、所在地、業務内容、社歴等が確認できるもの。

② 財務状況関係書類

直近2ヵ年の各会計年度における決算関係書類（貸借対照表及び損益計算書）

③ 賠償保険加入状況

不測の事態に対応するための賠償保険の加入状況について確認できるもの。

・保険証書の写し等

④ 類似業務受託実績表（様式第4号）

受託実績を証する契約書の写し、又は実績を証明できる書類

(4) 提出期間

参加申込書等の提出期間は、平成30年10月22日（月）から平成30年11月2日（金）午後4時までとする。

(5) 提出先

〒874-0903

大分県別府市大字別府字野口原3088番27

別府市水道局営業課管理係

電 話：0977-23-0361

(6) 提出方法

持参又は郵送とする。ただし、郵送の場合は提出期限内必着とする。また、提出期限までに送付物の到着確認を電話により行うこと。

(7) 参加辞退

参加申込事業者は、プロポーザル参加辞退届（様式第5号）の提出により、随時プロポーザルへの参加を辞退することができる。

5 業務提案書等の提出

プロポーザルへの参加要請を行った事業者（以下「参加事業者」という。）は、プロポーザルの実施に係る業務提案書等を作成のうえ、提出期限までに提出すること。

(1) 提出期間

平成30年12月6日（木）から平成30年12月14日（金）午後4時までとし、提出期間内に提出しなかった場合は、参加を辞退したものとみなす。

(2) 提出場所

別府市水道局営業課管理係

(3) 提出方法

提出方法は、参加事業者による持参とする。

なお、郵送、ファクシミリまたは電子メールでの提出は認めない。

- (4) 提出部数
- | | |
|---------------------------------|-----------|
| ① 業務提案書（様式第6号） | 正本1部、副本8部 |
| ② 提案見積書（様式第7号）及び積算内訳書（様式第8号） | 1部 |
| ③ プレゼンテーション及びヒアリング出席者報告書（様式第9号） | 1部 |
- (5) 業務提案書の内容
- 業務提案書の記載内容については、以下の章立てに沿って、作成すること。
- ① 会社概要
 - ② 財務状況（直近2ヵ年の各会計年度における貸借対照表及び損益計算書）
 - ③ 受託実績
 - ④ 業務体制及び業務執行計画
 - ⑤ 地域貢献（地元経済・地元雇用）に対する考え方
 - ⑥ 検針業務に対する考え方
 - ⑦ 窓口収納業務に対する考え方
 - ⑧ 精算業務に対する考え方
 - ⑨ 滞納整理業務に対する考え方
 - ⑩ 給水停止業務に対する考え方
 - ⑪ 研修体制、人材育成に対する考え方
 - ⑫ 個人情報保護に対する考え方
 - ⑬ 防災、災害及び緊急時等危機管理に対する考え方
 - ⑭ その他の業務提案
- (6) 業務提案書の作成形態
- ① 業務提案書の表紙には業務提案書（様式第6号）を使用し、参加事業者名（正本にのみ記載すること。）、提出日、業務提案書ごとの通し番号を記入のうえ、頁の最初に目次を付け、各頁に番号を記入して、提出部数ごとに綴り提出すること。
 - ② 業務提案書等の作成にあたっては、日本語を使用し、日本工業規格A4版縦置き横書き左綴りで作成し、袋とじにして正本1部、副本8部を提出すること。日本工業規格A3版を使用する場合は、折綴りにすること。
 - ③ 電子記憶媒体での提出は認めない。
- (7) 注意事項
- 業務提案書に参加事業者名は記載しないこと。また、業務提案書の内容に金額は記載しないこと。（参加事業者名は業務提案書正本の表紙にのみ記載すること。）
- (8) 提案見積書
- 提案見積書には、各年度の積算内訳書を添付し、業務提案書とは別に厳重に封かん
のうえ、1部提出すること。
- なお、この提案見積書において、明確な根拠のない年度ごとの差異は認めない。
- (9) その他
- 業務提案書等の作成に要する費用は参加事業者の負担とする。提出された業務提案書等の返却は行わない。

6 業務提案書等の作成に係る質問の受付等

- (1) 業務提案書等の作成に係る質問がある場合は、プロポーザルに関する質問書（様式第10号）により質問内容を電子メールで提出すること。

電子メールアドレス： bus-wb@city.beppu.lg.jp

- (2) 提出期間は、平成30年11月14日（水）から平成30年11月22日（木）午後4時までとする。
- (3) 質問に対する回答については、電話及び口頭による個別の対応は行わない。なお、すべての参加事業者に対し、すべての質問に対する回答を平成30年11月30日（金）に電子メールで行う。また、その内容については、別府市水道局ホームページに掲載する。

7 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

業務提案書等が提出された後、審査委員会は、参加事業者ごとにプレゼンテーションを実施する。

- (1) 日時及び場所

プレゼンテーション及びヒアリング参加要請書（様式第11号）により通知する。

- (2) 実施時間

各参加事業者のプレゼンテーションの時間は30分以内とし、プレゼンテーション終了後、20分程度のヒアリングを行う。

- (3) 実施方法

プレゼンテーションの形式は自由とする。

なお、電子機器を用いて行うことができますが、スクリーン以外のその他必要な機材等はすべて参加事業者で用意すること。ただし、参加事業者が判明するものは除くこと。（スクリーンは本市水道局で準備する。）

- (4) 業務提案書提出時に添付していない資料等を新たに提出することはできない。
- (5) 出席人数は、業務提案書の内容を熟知している3名までとする。

8 プロポーザルの審査方法等

- (1) プロポーザルの審査方法及び最終受託候補者の決定方法

審査委員会は、提出書類、参加事業者のプレゼンテーション及びヒアリングにより審査を行う。

- (2) 審査基準及び決定方法

別に定める別府市水道料金等徴収業務委託公募型プロポーザル方式による事業者選定基準により決定する。

9 選定結果の通知

- (1) 最終受託候補者に選定された参加事業者には、プロポーザル受託候補者決定通知書

(様式第12号)を送付する。

(2) 最終受託候補者に選定されなかった参加事業者には、プロポーザル非選定結果通知書(様式第13号)を送付する。

(3) 各審査において、審査の結果、選定されなかった参加事業者は、結果通知書到着後14日以内に限り、非選定結果について書面により説明を求めることができる。

提出方法は、持参又は郵送のみ受け付ける。(様式は問わない。)

ただし、当該参加事業者の合計評価点に限り書面にて回答するものとし、審査内容及び他の参加事業者に関する説明要求は認めない。

10 情報公開について

(1) 別府市水道企業管理者(以下「管理者」という。)は、参加事業者から提出された業務提案書等について、別府市水道企業管理者が管理する公文書の公開等に関する規程(平成11年水道局管理規程第6号)の規定による請求に基づき、第三者に開示できるものとする。

(2) 本プロポーザルの審査結果については、別府市水道局ホームページ等により公表する。

11 失格要件

(1) 参加申込書の提出期限日における参加事業者の参加資格の有無を確認し、要件を満たしていない場合

(2) 業務提案書が提出期限を過ぎて提出された場合

(3) 業務提案書が募集要領等において指定した方法以外の方法で提出された場合

(4) 業務提案書その他提出書類に虚偽の記載をした場合

(5) 審査委員に対して、故意に接触を求める行為を行った場合

(6) 所管課の職員から不正にプロポーザルまたは審査に係る情報を得ようとし、または得た場合

(7) 前2号のほか、審査に影響を及ぼすおそれがあると管理者が判断する不正な行為を行った場合

(8) その他審査委員会が不適格と認める場合

12 企画・提案に瑕疵がある場合

プロポーザルにおいて、参加事業者の提出書類又は参加資格等に瑕疵があることが判明した場合は、その内容を審査委員会が審査し、その取り扱いについて決定する。当該参加事業者に、その瑕疵についてヒアリングを行う場合もある。

その瑕疵が重大又は悪質であり、プロポーザルの公正性及び公平性を著しく損なうと認められる場合は、既に決定した事項を取り消す場合もある。

13 各関係法令等の遵守

参加事業者は、プロポーザルへの参加により、本件公募型プロポーザル方式の募集要領を遵守することを誓約するものとみなす。

参加事業者が各関係法令等に違反した場合は、プロポーザルに瑕疵がある場合に準じて取り扱うこととする。

14 留意事項

- (1) 提出した業務提案書の書き換え、引き換えまたは撤回することはできない。
- (2) プレゼンテーションに指定された日時は、厳守することとし、天変地異等のやむを得ない事情で遅刻、欠席する場合は、速やかに別府市水道局営業課に連絡すること。
- (3) 参加事業者が一者のみである場合においても、業務提案書及びプレゼンテーション等により最終受託候補者の選定を行う。
- (4) 業務提案書は評価項目ごとに記載すること。なお、指定の評価項目の記載がない場合、その項目は0点とする。

15 契約、その他

- (1) 契約手続きについて

プロポーザルにおいては、本件委託業務に適した提案者を選定するのみであり、契約を締結するまでは本市水道局と契約関係は生じない。

管理者は、最終受託候補者との間で、業務提案書を踏まえた協議を行ったうえで、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の14に定める随意契約の方法により契約を締結します。その他契約にあたっては、別府市水道局契約事務規程に基づき行うものとする。

- (2) 順位の繰り上げ

管理者は、最終受託候補者に委託業務契約を履行することができない事由が生じた場合は、プロポーザルにおいて次順位以下となった参加事業者のうち、合計評価点が上位であったものから順に本件委託業務の交渉を行う。

16 問い合わせ先

プロポーザルの手続き等に係る問い合わせ先

〒874-0903

大分県別府市大字別府字野口原3088番27

別府市水道局営業課管理係

電話：0977-23-0361

メールアドレス：bus-wb@city.beppu.lg.jp